

民法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

表見代理に関する基本的な理解を確認する問題である。代理行為の相手方において無権代理人に代理権があると誤信があったが、契約締結に至る経緯や代理人の立場が異なるという事例を通じて、事実関係の整理、適用条文の選択、要件該当性の判断がそれぞれの確になされているどうかを問うものである。

設問 1 (40 点)

Bは、Aから売買契約を締結する権限を与えられていないため、Xとの間でした代理行為は無権代理である。但し、Bは契約に際してAから交付された名刺を呈示し、その名刺の表記内容によってXが誤信するに至っている。そこでXとしては、民法109条の表見代理が成立するという主張をなしうる可能性がある。解答にあたっては、民法109条の要件を示し、要件に該当する事実をあてはめる必要がある。特に、Bの肩書や宣伝文句を記載した名刺をAがBに交付して使用させていたことが、AによるXに対する代理権授与表示となるかどうかという点についての検討が必要となる。民法109条の「表示」がいかなる意義を有する概念であるのかを明らかにしたうえで事実を評価することが求められる(以上、30点)。

またBは、契約書の作成等の事務をAから任されていたことから、Bに基本代理権が与えられているとして、民法110条の表見代理が成立するという主張も考えられる。ここでも、民法110条の要件を示して事実を当てはめる必要がある。特に、「権限」の要件が認められるかどうかの検討が中心となる。基本代理権が法律行為の代理権である必要があるとの立場に立つか否か、また、BがAから任されていた業務内容が事実行為にとどまるか否か等の点を検討する必要がある(以上、10点)。

設問 2 (20 点)

Cは、Aから、代金5000万円未満の不動産の売買契約の締結権限は与えられているものの、Yと締結したのは代金6000万円の売買であり、Cの行為は無権代理となる。そこで、権限踰越の表見代理(民法110条)の成否が問題となることを示した上で、民法110条の要件該当性、特に、「正当理由」の要件について、YがAの事務所に電話してAの意向を確認しようとしたことや、BがAになりすましたとの事実関係を評価してあてはめることが求められる。

以上